

## 久喜市会計規則の一部を改正する規則

久喜市会計規則（平成22年久喜市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号アを次のように改める。

ア 久喜市部設置条例（平成22年久喜市条例第9号）に規定する部及び久喜市行政センター設置条例（令和6年久喜市条例第32号）に規定する行政センターの長

第2条第1号イを次のように改める。

イ 久喜市組織規則（令和6年久喜市規則第14号）に規定する課等の長  
第8条及び第9条を次のように改める。

（納入の通知）

第8条 歳入徴収権者は、第3条、第5条及び第6条第1項の規定に基づく調定をした場合には、納入通知書等により納入者に通知しなければならない。

（納期限の指定）

第9条 歳入徴収権者は、前条の規定に基づき納入の通知をする場合には、法令その他の別に定めがあるものを除くほか、当該通知をする日から起算して20日以内においてその納期限を定めるものとする。

第45条に次の7号を加える。

- （10） 各種試験、検査、申請に要する経費
- （11） 金融機関に支払う手数料で即時支払を要するもの
- （12） 保険料
- （13） 災害見舞金
- （14） 供託金及び供託に要する経費
- （15） 給付金、補助金及び助成金（口座振替による支払が困難なものに限る。）
- （16） 診断書及び各種証明書の交付を受けるための経費

第47条に次の1号を加える。

- (4) 損害賠償金

第48条の2第1項に次の4号を加える。

- (3) 補償金
- (4) 土地又は家屋の借料
- (5) ソフトウェアその他のライセンスの使用料
- (6) 再リースに係る機器借上料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。